

(平成26年7月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7件

厚生年金関係 7件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8件

厚生年金関係 8件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、60万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 8 月 20 日

厚生年金保険の記録によると、A社に勤務していた申立期間の賞与に係る記録が無い。日本年金機構から、当該賞与について、同僚の記録が訂正された旨の手紙が届いた。賞与明細書を提出するので、調査の上、私の記録も訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した「2003年夏季賞与明細書」から、申立人は、申立期間に60万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散している上、当時の事業主は資料が無いため不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和58年10月1日から59年2月1日までの期間及び同年3月1日から同年8月1日までの期間について、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年10月1日から59年8月1日まで
厚生年金保険の記録では、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が32万円となっているが、所持している当時の給与明細書及び健康保険厚生年金保険厚生年金基金標準報酬（給与）月額決定通知書によると、34万円が正しいはずである。
調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

申立期間のうち、昭和58年10月1日から59年2月1日までの期間及び同年3月1日から同年8月1日までの期間について、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書において確認できる保険料控除額から、34万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、昭和59年2月1日から同年3月1日までの期

間については、申立人が所持する給与明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法に基づく保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、申立人の申立期間のうち、昭和 58 年 10 月から 59 年 1 月までの期間及び同年 3 月から同年 7 月までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、上記給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

関東神奈川厚生年金 事案 8978

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和35年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月1日から同年10月1日まで
私は、昭和34年4月3日にC社に入社した後、A社に異動となり、42年3月8日に退社するまで継続して勤務していたにもかかわらず、年金事務所の記録では、申立期間の記録が欠落している。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びC社に勤務した同僚の証言から判断すると、申立人が申立期間に申立てに係るグループ会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間において厚生年金保険被保険者記録が欠落している同僚が10人以上確認できるところ、このうち、申立人と同一の勤務形態及び業務内容の同僚が所持していたA社の給料支払明細書において、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の同僚が提出した給料支払明細書によると、厚生年金保険料については、翌月控除であったと推認できるところ、C社における資格喪失時（昭和35年6月）からA社における資格取得時（昭和35年10月）までの全ての期間に係る厚生年金保

除料控除額が同額であり、その金額に見合う標準報酬月額は、C社における資格喪失時の標準報酬月額と一致していることから、申立人についても申立人のC社における昭和35年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、5,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、申立期間には厚生年金保険の適用事業所となっていないが、申立期間においても勤務していたと認められる同僚が10人以上いることから、同社は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立期間において、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年6月24日は6万1,000円、同年12月12日は17万6,000円、16年7月6日は15万1,000円、同年12月7日は15万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和41年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年6月24日
② 平成15年12月12日
③ 平成16年7月6日
④ 平成16年12月7日

私が、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①から④までの厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。

申立期間に係る賞与明細書を提出するので、調査の上、申立期間①から④までに係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及びA社の回答により、申立人は、申立期間①から④までにおいて、同社から賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賞与明細書において確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は6万1,000円、申立期間②は17万6,000円、申立期間③は15万1,000円、申立期間④は15万2,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務

の履行については、事業主は納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を平成9年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月1日から同年12月2日まで
私がB社及びA社に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。申立期間は、B社がA社に合併された時期で、私はC社に出向していたが継続して勤務していた。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時出向していたC社の複数の上司の供述、申立人が所持していた同社における出勤表及び預金通帳から判断すると、申立人は、申立期間において、B社又はA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録により、平成9年11月1日にB社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年12月2日にA社において被保険者資格を取得している者が多数確認できるが、そのうちの同僚二人から提出された給与明細書により、当該同僚は申立期間に係る厚生年金保険料を同社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立人と同様に、申立期間において、厚生年金保険の被保険者記録が無い同僚が、年金記録確認D地方第三者委員会に対して訂正を求めた申立てについて、同委員会がA社に照会したところ、同社は、「全国の従業員の給与計算及び社会保険等の事務については、支店単位ではなく、

全て本社で行っている。」と回答していることから、申立人の給与計算等の事務についても本社で行われており、上記の同僚と同様の取扱いがされていたものと推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における平成9年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているものの、厚生年金保険の記録におけるA社の被保険者資格取得日が雇用保険の記録における被保険者資格取得日と同日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主が平成9年12月2日を厚生年金保険の被保険者資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東神奈川厚生年金 事案 8981

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を55万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 22 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かったが、賞与を支給されており、厚生年金保険料が控除されていた。

調査の上、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賞与明細一覧表及び申立人が同社から入手した平成17年の賃金台帳から、申立人は、申立期間に55万円の賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しなかったと回答しており、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和40年2月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月28日から同年3月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、同社C支店から同社B支店に転勤した際の期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。
調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA社B支店に係る雇用保険被保険者離職票及び同社が保管している退職証明書から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（同社C支店から同社B支店へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、オンライン記録によると、A社C支店は、昭和40年2月28日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同日において被保険者であった24人のうち22人が同社のほかの事業所へ異動したことが確認できるところ、同社C支店から同社B支店以外の事業所に異動した被保険者全員が、同社C支店の資格喪失日である同年2月28日と同日に資格を取得していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和40年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無く不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 3 月頃から同年 11 月頃まで
② 昭和 45 年 3 月頃から同年 11 月頃まで

私は、昭和 44 年 3 月頃に季節労働者としてA社（現在は、B社）C工場に入社し、同年 11 月頃まで勤務した。また、翌年の 45 年 3 月頃に同じ季節労働者として同社C工場に入社し、同年 11 月頃まで勤務した。厚生年金保険の記録では、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 44 年 3 月頃から同年 11 月頃まで季節労働者として勤務したと主張している。

しかしながら、申立期間①当時にA社C工場において厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚 10 人に照会し、7 人から回答を得たが、7 人全員が申立人を知らないと回答しており、申立人の勤務実態を確認できる供述を得ることができない。

また、申立人が同僚として名前を挙げている複数の者の厚生年金保険の記録を調べたが、昭和 44 年 3 月にA社C工場において被保険者資格を取得した者はいない。

申立期間②について、申立人は、昭和 45 年 3 月頃から同年 11 月頃まで季節労働者として勤務したと主張している。

しかしながら、申立人が名前を挙げている同僚のうち連絡先の判明した者及び申立期間②当時にA社C工場において厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚 24 人に照会し、16 人から回答があったが、そのうち 15 人

が申立人を知らないと回答しており、申立人の勤務実態を確認できる供述を得ることができない。

なお、上記の同僚のうち申立人を記憶していた同僚は、「私は、申立人と一緒にD県から出て来たことは記憶しているものの、それが申立期間②であったか否かは記憶していない。」と供述している。

また、申立期間①及び②において、申立人のA社C工場に係る厚生年金保険被保険者原票は無く、整理番号に欠番も無い。

さらに、B社は、「申立期間①及び②に係る資料は無い。」と回答している上、申立人も、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 8984 (事案 394 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 9 月 19 日から 20 年 8 月 1 日まで

私は、学徒動員により A 社 (現在は、B 社) に勤務していた期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいと申立てを行ったが、認められなかった。

学徒動員期間中は厚生年金保険被保険者となる旨を聞いた。新たに事業所より入手した退職者台帳を提出するので、調査の上、学徒動員として勤務した申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、労働者年金保険法施行令 (昭和 16 年勅令第 1250 号) 第 10 条第 3 号及び厚生省告示第 50 号 (昭和 19 年 5 月 29 日) により、学徒動員については厚生年金保険の被保険者から除外される取扱いとなっており、学徒勤労令 (昭和 19 年 8 月 23 日勅令第 518 号) 及び学徒勤労令施行規則 (昭和 19 年 8 月 23 日文部、厚生、軍需省令) においても、学徒勤労を受ける者が負担する経費として厚生年金保険料は規定されていないこと、申立人が記憶している同級生についても、申立期間の A 社における厚生年金保険被保険者記録は無いこと、及び申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無いことから、既に年金記録確認 C 地方第三者委員会 (当時) の決定に基づく平成 20 年 12 月 16 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、事業主が保管する退職者台帳を提出しているが、当該台帳には申立人の申立期間における保険料の控除を示す

記載は見当たらず、上記のとおり、学徒動員については、厚生年金保険の被保険者から除外される取扱いとなっている。

これらは年金記録確認C地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 6 月 1 日から 39 年 7 月 1 日まで
私は、申立期間において、A社（現在は、B社）C支部が運営するD事業所に、正社員として勤務し、E職を担当したが、厚生年金保険の記録が無い。A社が交付した失業保険被保険者離職票を提出するので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 38 年 9 月 1 日から 39 年 7 月 1 日までの期間については、申立人が所持するA社に係る失業保険被保険者離職票の記載により、申立人が同社C支部に勤務していたことが認められる。

しかしながら、複数の同僚は、「申立期間当時は、一定の試用期間を経て、厚生年金保険に加入していた。」と回答しており、申立人と同様、これらの者が記憶する自身の勤務開始日と厚生年金保険被保険者の資格取得日は一致していない。

また、申立人は、「D事業所の所長の面接を経て採用された。」と述べており、複数の同僚は、「当時の採用はA社C支部F課の面接を経て採用されるのが常であり、申立人の場合はF課による採用面接を経ず、D事業所の所長の一任で雇用された。」と述べているところ、当時のA社C支部の管理担当者は、「申立期間当時、D事業所の所長には、アルバイト、パートタイマーを含む臨時従業員の採用に限り一任されていた。臨時従業員である期間は、厚生年金保険には加入させておらず、社員登用により加入させた。」と供述している。

さらに、B社の事業主は、「申立人の入社日（社員登用日）は、昭和 39 年 7 月 1 日であり、それ以前の在籍記録は無い。」と回答しており、

オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 1 日から 40 年 1 月 16 日まで
年金事務所で年金記録を確認したところ、A社（現在は、B社）で勤務した申立期間の厚生年金保険については、脱退手当金を支給済みであることを知った。

脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する表示が記されているとともに、脱退手当金の支給月数に誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 10 か月後の昭和 40 年 11 月 9 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、B社は、脱退手当金について、退職する者のうち、失業保険適用者に対して説明を行っていたと回答している上、脱退手当金の支給記録のある同僚は、退職時に事業所から脱退手当金について説明があったと供述している。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間とその後の被保険者期間は別の記号番号となっており、申立期間に係る脱退手当金を受給したために記号番号が異なっているものとするのが自然である上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

私は、昭和 30 年 4 月 1 日から A 社において勤務していたが、厚生年金保険の記録では、同社での厚生年金保険被保険者の資格取得日が同年 7 月 1 日となっているため、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社に係る雇用保険の加入記録では、被保険者資格の取得日は、厚生年金保険被保険者資格の取得日と同じ昭和 30 年 7 月 1 日となっている上、申立期間に被保険者期間のある複数の同僚に照会したものの、申立人の申立期間における勤務実態を確認できる具体的な供述を得ることはできない。

また、申立人と同期入社だったとする同僚二人の A 社における資格取得日は、一人は申立人と同日の昭和 30 年 7 月 1 日、一人は同年 10 月 7 日となっており、いずれも申立期間において厚生年金保険被保険者となっていない。

さらに、同僚の一人は、「私も、入社日より厚生年金保険の資格取得日の方が後になっているが、当時、試用期間があったためと思われる。」と供述している。

加えて、A 社は既に解散しており、当時の事業主の所在も不明であることから、申立人に係る人事記録及び給与関係書類等を確認することができない上、申立人も、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 5 月頃から 19 年 10 月頃まで
申立期間において、A地域にあったB社C事業所にD職として勤務していたが、当該期間が労働者年金保険の被保険者期間となっていない。
調査の上、申立期間を労働者年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間におけるB社C事業所での勤務状況を具体的に記憶していることから、申立期間に同社C事業所に勤務していたことはいかかえ。

しかしながら、B社C事業所のあったA地域における法律の適用については、特別の法律及び勅令の規定に基づき、別途、勅令により定めるとされていたところ、労働者年金保険法をA地域に適用する勅令は発せられていないことから、A地域に存在した事業所については、労働者年金保険法の適用はなかったことが判断できる。

また、D法務局は、A地域における法人登記については、終戦時の混乱のため、保存していない旨回答していること、及びB社を管轄する法務局は、昭和 60 年以前に閉鎖された会社・法人等の登記用紙は、保存期間（20 年）を経過し、廃棄している旨回答していることから、同社の事業主は不明である上、申立人は、当時の上司の姓のみしか記憶していないため、申立期間に係る勤務実態及び保険料控除について確認できない。

さらに、B社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる給与明細書等はなく、関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が勤務したと主張している申立期間は、労働者年金保険の適用を受けないA地域にある事業所に勤務していた期間であることから、労働者年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 9 月 1 日から 43 年 2 月上旬頃まで
私は、A社に、昭和 42 年 9 月 1 日に入社し、43 年 2 月上旬頃まで勤務していた。年金記録を見ると、同社に勤務していた期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。
申立期間当時の写真を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する写真、同僚の証言及び申立人が記憶するA社の事業主の姓が同社に係る商業登記簿謄本における記載と一致することから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録により、A社は、昭和 45 年 1 月 14 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 45 年 1 月 14 日に被保険者資格を取得した同僚は、「A社で昭和 42 年 1 月頃から勤務していたが、45 年 1 月 14 日より前の期間については厚生年金保険には加入しておらず、厚生年金保険料は控除されていなかった。」と述べている。

さらに、上記商業登記簿謄本によると、A社は既に解散している上、当該商業登記簿謄本に記載されている代表取締役等に照会を行ったものの回答を得られず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持してお

らず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 3 月 29 日から同年 4 月 1 日まで

私は、A社の経理責任者に同社における厚生年金保険の被保険者資格を平成 19 年 4 月 1 日に喪失する手続を依頼した。私が所持している「2007 年 3 月分」と記載されている同社に係る給料支払明細書においては、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元事業主及び同僚の証言により、申立人が、申立期間においてA社に継続して勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人は、平成 16 年 2 月 1 日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得しているところ、申立人が所持する同社に係る「2004 年 2 月分」及び「2004 年 3 月分」の給料支払明細書により、同社では、厚生年金保険料は翌月控除であることが確認できることから、「2007 年 3 月分」の給料支払明細書において控除されている厚生年金保険料は、19 年 2 月の厚生年金保険料であると推認できる上、「2007 年 4 月分」の給料支払明細書においては、厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

また、A社は既に解散している上、当時の経理責任者は死亡していることから、申立人の同社における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。